

建築基準法における電気設備の規定について

○建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（電気設備）

第 32 条 建築物の電気設備は、法律又はこれに基く命令の規定で電気工作物に係る建築物の安全及び防火に関するものの定める工法によつて設けなければならない。

【解説】（質疑応答集より）

建築物に設ける電気設備は、法第 32 条の規定に基づいて、本法の適用を受けることになる。

しかし、電気設備については、種々の観点からの制限が必要とされ、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法等においても設置基準、技術基準が定められている。

これらの他法令との関係を調整するため、法第 32 条がおかれており、他法令に定めのあるものは、その規定によるものとしている。

【参考】

建築基準法においては、以下の建築設備について、予備電源の設置を求めているが、これらは、専ら火災時の避難や救出を目的としており、建物の機能維持を目的としたものではない。

- ・ 排煙設備（電源必要な場合、予備電源を設けること）（令第 126 条の 3 第十号）
- ・ 非常用の照明装置（予備電源を設けること）（令第 126 条の 5 第一号ハ）
- ・ 非常用エレベーター（予備電源を設けること）（令第 129 条の 13 の 3 第 10 項）
- ・ 特別避難階段（採光上有効な開口又は予備電源を有する照明設備）（令第 123 条第 3 項第五号）